

新型コロナウイルス感染症に係る香美町対処方針（抄）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び香美町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、国・県と連携・協力し、感染拡大防止や町民生活・町民経済の安定に向けた取り組みを実施してきた。

令和2年5月21日、緊急事態措置実施区域としては解除されたが、引き続き感染防止対策を推進するとともに、生活の日常化と経済活動の回復を目指す必要があることから、以下の措置を実施する。

I 区 域 : 香美町全域

II 期 間

- ・緊急事態措置期間 令和2年4月7日～令和2年5月21日
- ・以後の対処方針実施期間 令和2年5月22日～

第1 町は、県の対処方針に基づく以下の対策に協力する。

- 1 医療体制
- 2 学校等
- 3 社会教育施設等
- 4 社会福祉施設
- 5 外出自粛等の要請（法第24条第9項）
- 6 イベントの開催自粛要請等（法第24条第9項）
- 7 事業者への感染防止対策等の要請（法第24条第9項）
- 8 事業活動への支援等
- 9 県としての対応等

第2 香美町における具体的な取り組み

○今後の予定

第二波の到来などが懸念され、感染予防対策は必要であるとの考えのため、香美町においては当分の間、対策本部体制を継続することとします。

万が一、香美町内で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合には、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、及び新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県の対処方針に基づき、兵庫県と協力し、香美町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型コロナウイルス感染症対応を推進していきます。

○これまでの会議の経過

香美町新型コロナウイルス感染症連絡会議

第1回	令和	2年	2月	6日
第2回	〃			21日
第3回	〃			25日
第4回	〃			27日
第5回	〃			28日

香美町新型コロナウイルス感染症警戒本部会議

第1回	令和	2年	3月	2日
第2回	〃			10日
第3回	〃			12日
第4回	〃			24日
第5回	〃		4月	1日
第6回	〃			7日

香美町新型コロナウイルス感染症対策本部会議

第1回	令和	2年	4月	13日
第2回	〃			21日
第3回	〃			24日
第4回	〃			28日
第5回	〃		5月	7日
第6回	〃			12日
第7回	〃			15日
第8回	〃			19日
第9回	〃			22日
第10回	〃			26日
第11回	〃		6月	1日
第12回	〃		6月	9日
第13回	〃		7月	1日
第14回	〃		7月	21日
第15回	〃		8月	3日

1 感染予防対策、医療体制の確保等

(1) 感染予防対策

○患者発生時の対応や感染拡大防止について、健康福祉事務所、医師会等と情報共有を行い、連携して対応を図る。

○町内の診療体制を維持するため、医療機関等へのマスク・消毒液等の支援

○町内又は但馬地域内で感染者が発生した場合に備え、各課での取り組みを再確認

- ・5月26日（火）午後1時より（一社）香住青年会議所・香美町商工会青年部から共同で、手指消毒用アルコール1800・ボトル96本の寄贈。
- ・6月2日（火）香住ロータリークラブより、公立香住病院へフェイスシールド120枚の寄贈。
- ・6月5日（金）町民より、マスク及びマスクの形状を記憶させる製品をセットで1,000セットの寄贈。

- ・ 6月10日（水）日の出ホールディングス㈱食品カンパニー但馬醸造所より、手指消毒用アルコール112リットル（4リットル×28本）の寄贈。
- ・ 7月29日（水）㈱日本サルベージサービスよりマスク6,000枚寄贈。

（２）マスク・防護服等の確保

- ①全世帯へのマスク配布（1世帯当たり20枚）5月5日
- ②除菌液（次亜塩素酸水）の無料配布 4月27日、28日、30日、5月4日、5日、本庁、地域局にお持ちかえりコーナー常設（5月11日～）
- ③防護服、マスク、非接触型体温計の確保、配備
- ④全世帯へのマスク配布（1世帯あたり50枚）7月9日

（３）臨時献血事業の実施

- ・ 5月10日（日）9時～13時 役場本庁舎 97名受付 89名実施

（４）風評被害対策等

- ・ 医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止するとともに、憶測やデマなどに惑わされないよう、冷静に対処
- ・ 食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう冷静に対応

2 学校等

（１）町立学校（幼稚園、小学校、中学校）

○感染症感染予防対策を講じた上で、実施する。

特に県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

なお、今後、県内外における感染者がさらに増加した場合においては、感染状況を踏まえ、地域を限定することを検討する。

○部活動

感染防止対策を講じた上で、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。

○公式試合、練習試合、合同試合・合宿については、感染防止対策を講じた上で、実施する。

特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

なお、今後、県内外における感染者がさらに増加した場合においては、感染状況を踏まえ、地域を限定することを検討する。

○小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園等は、上記の点に留意の上、町の感染状況を踏まえ適切な学校運営を行う。

○心のケア

○熱中症対策

【「次なる感染拡大」に備えた対応】

感染者が発生した場合、まずは学校単位での休業及び消毒等の対応を行う。さらに広域的な対応が必要となった場合は、県立学校は学区単位、町立学校は市町単位又は県民局単位とし、その選択は感染発生市町数が複数か否かで判断する。

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～ R2.5.22 文部科学省 に基づく行動基準について レベル1の取り扱い

(2) 公立保育所及び認定こども園：通常どおり開園

- ・ただし、家庭での対応が可能な利用者には、可能な限り利用の自粛を要請

(3) 幼稚園の預かり保育・放課後児童クラブ

- ・開設：月曜日～土曜日 午前7時30分～午後6時

3 社会教育施設等

- (1) 公民館 5月26日より条件付き使用許可。6月8日より条件緩和。19日より「ひょうごスタイル」の徹底と、定員の50%以内で、大会等のイベント利用については、県の示した基準以内において主催者の判断で行う。

- (2) 社会教育施設・社会体育施設：5月26日より条件付き使用許可。6月8日より条件緩和。19日より「ひょうごスタイル」の徹底と、試合、大会等のイベント利用については、県の示した基準以内において主催者の判断で行う。7月10日より、開催人数緩和

兵庫県新型コロナ追跡システムQRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ等

(3) 小・中学校の施設（体育館・グラウンド）

- ・6月8日以降、条件付き使用許可。19日より「ひょうごスタイル」の徹底。

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設等

○高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。

○面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、直接対面を避けることを要請する。

○今後は、高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。

○高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを整備する。

- (2) 施設利用（貸館）：5月26日より条件付き使用許可。6月8日より条件緩和。22日より「ひょうごスタイル」の徹底と、試合、大会等のイベント利用については、県の示した基準以内において主催者の判断で行う。

(3) 感染症対策

○介護サービス施設・事業所等における感染症対策に要する物品購入や外部専門家等による研修実施など感染拡大防止対策を推進する。

【主な助成対象施設】

区分	金額
介護老人福祉施設	38千円/定員
通所リハビリテーション事業所（通常規模型）	939千円/事業所
訪問介護事業所	534千円/事業所
保育所	500千円/事業所

(4) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給（県事業）

○高齢者福祉施設等に勤務し、感染症対策に対応された従事者に対し、慰労金を支給する。

対象施設	対象者	慰労金単価
感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、利用者と接する従事者	200千円/人
感染者の発生・濃厚接触者への対応はなかったが、感染症対策に一定の役割を担った施設・事業所		50千円/人

○児童福祉施設

対象施設	対象者	慰労金単価
感染者が発生した施設	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、利用者と接する職員	200千円/人

5 観光施設等

(1) 休止施設

- ・粗大池公園バンガロー村、兎和野高原野外教育センター、木の殿堂 6月1日より再開
- かすみ・矢田川温泉 5月18日より条件を付して営業再開
- 今子浦運動場（テニスコート） 5月20日より条件を付して利用可能
- 香美町立ジオパークと海の文化館 5月21日より利用可能
- 吉滝キャンプ場・コテージ 5月23日より営業
- ふれあい温泉「おじろん」、小代南部健康高原コテージ 6月2日より通常営業

(2) 利用制限施設

- ・道の駅「あまるべ」：16日（土）より通常営業
- ・道の駅「村岡ファームガーデン」：営業時間を平日：9時～18時、土日祝：9時～19時 GW・お盆・お正月の特別期間は、平日でも午後7時閉店の場合あり
- ・道の駅「ハチ北」：営業時間を9時～18時 当面の間、火曜日定休
- ・各区等の集会所：県の対処方針を踏まえ、適切な感染症予防対策を実施し、3密に注意して会合等を実施する。

6 事業活動への支援等

(1) 事業所等の事業継続支援（町単独）

ア) 香美町事業者緊急支援金

- ・売り上げが減少した事業者や経営に支障をきたしている事業者、今後支障をきたすおそれのある事業者に対して緊急に支援金を支給する。支給額は一事業者当たり10万円。

イ) 香美町雇用調整助成金

- ・業績悪化などの理由によって、事業主が従業員を休ませた場合に、その支払った休業手当などの一部を助成する。（緊急特例期間（4月1日から6月30日まで）に支払った休業手当や賃金などについて、一日一人当たり925円を上限として支給）

※国が設けた同制度への上乗せ支給であるため、国の支給決定後、速やかに支給を行う。

ウ) 優良肉用雌牛保留対策事業補助金

- ・販売価格の落ち込みにより、経営に影響を受けている繁殖農家の行う優良雌子牛の市場導入及び自家保留を支援する。

エ) 美方郡産但馬牛授精料助成金

- ・畜産農家が飼養する繁殖雌牛に行う授精料の一部（初回授精料の1/3）を助成し、繁殖経営の維持と生産意欲の増進を図る。

オ) 水産物冷蔵保管調整支援補助金

- ・販売量が落ち込んでいる魚類（原料）や水産加工品の冷蔵庫の保管容量不足を解消するため、但馬漁業協同組合及び香住水産加工業協同組合が確保する冷蔵保管場所への運搬経費に対して補助を行い、漁業・水産加工業の安定継続を支援する。

カ) 美しい村づくり資金利子補給金、豊かな海づくり資金利子補給金

- ・経営に影響を受けた農業者・水産加工業者などに対し、県が行う貸付限度額の拡大や利子補給制度（当初3年間）などに合わせ、町も利子補給（償還期限までの7年間）を行うことにより資金繰りを支援する。

キ) 経済支援融資を活用した方への利子補給金

- ・政府系金融機関等で、上限2,000万円の貸付に対し、最長5年以内1%以内で利子補給する。（6/30貸付実行分まで）

(2) 事業の継続を支える支援措置

ア 休業要請事業者経営継続支援事業

- ・国の持続化給付金に加え、県・市町協調による経営継続支援金の支給手続を進める。

- ・5月7日以降の休業要請期間の延長に応じた事業主も対象に追加

- ・対象者の創業日要件をR2. 3. 31以前まで拡大

【5月6日までの休業】 給付額：中小法人100万円、個人事業主50万円

（飲食店・宿泊業等については法人30万円、個人15万円）

※休業期間に応じて給付額は異なる

【5月7日以降の休業】 給付額：中小法人 30万円、個人事業主 15万円

（飲食店・宿泊業等については法人10万円、個人5万円）

イ 持続化給付金の活用

対象：売上が50%以上減少した事業者、上限額：法人200万円、個人事業主100万円（上限）

ウ 家賃支援給付金の活用

対象：売上が50%以上減少（又は連続3ヶ月で30%以上減少）した事業者
金額：法人@100万円×6月、個人@50万円×6月（上限）

エ 雇用調整助成金の活用

- ・4月1日から9月30日まで特例措置により拡充
 - a)助成率引上：大企業1/2→2/3、中小2/3→4/5（解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小9/10）
 - b)助成上限額引上：一人あたり8,330円/日→15,000円/日
 - c)雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象
- ・兵庫労働局助成金デスクによる相談

オ 中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・金融機関、商工会との連携による情報共有及び相談業務を行う。

カ 兵庫県中小企業融資制度に係る支援

- ・兵庫県中小企業融資制度を活用した借入れに対する利子補給及び信用保証料補助を行う。

キ 金融機関への配慮要請

- ・既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮要請を行う。

ク 国・県の施策の積極的な活用等

- ・国・県の施策の積極的な活用や事業者への周知等を行う。

ケ 中小企業融資制度による資金繰り支援

- ・融資目標額1兆円
- ・6つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス感染症対応資金（無利子・無保証料）	4,000万円	当初3年間無利子、保証料軽減 6/22～限度額引上げ(3,000万円→4,000万円)
新型コロナウイルス感染症保証料応援資金	5,000万円	無利子資金を超える資金需要に対応 保証料0.8%を県が全額補助、利率0.7%
経営活性化資金	5,000万円	迅速な融資・保証審査
借換貸付	2億8,000万円	既往債務の返済負担を軽減、利率0.7%
危機対応貸付	2億8,000万円	機器関連保証を活用、利率0.7%
新型コロナウイルス対策貸付	2億8,000万円	セーフティネット保証を活用、利率0.7%

- ・信用保証における、事業者からの提出書類の簡素化、保証審査部門の体制強化などによる、審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・セーフティネット保証5号対象外業種（ぱちんこ屋等）について保証対象へ追加
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用
- ・金融機関に対し、既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮を要請

コ ポストコロナを見据えた事業展開への支援

a) 中小企業事業再開支援金

- ・ひょうごスタイルにあわせて事業者が取り組む感染防止対策を支援

区分	中小法人	個人事業主
単一事業所企業	20万円	10万円
複数事業所企業	40万円	20万円

b) 収束後における地域経済の活性化

c) 新たなワークスタイルの推進

(3) 観光振興

- ・6月19日～Welcome to Hyogoキャンペーンへの協力

(4) 生活福祉資金特例貸付の拡充

- ・3月25日から新型コロナウイルス特例貸付として、貸付の対象世帯を、低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施

(5) 税制上の特例措置等

- ・徴収の猶予制度の特例（収入が概ね20%以上減少した者は、1年間猶予）
- ・住宅ローン控除（住民税）の適用要件の弾力化（入居要件の緩和）
- ・自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減（1%軽減）の延長（令和2年度末まで）
- ・耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例（不動産取得税）の適用要件の弾力化（入居要件の緩和）
- ・自動車税種別割・法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進
- ・固定資産税の軽減（事業者の売上高が一定期間、前年同期比30%以上減少している場合、償却資産等令和3年分のみ軽減）
- ・国民健康保険税の減免（収入が前年同期比30%以上減収が見込まれる場合）

7 その他の支援

(1) 香美町子育て（特別）給付金（町単独）

- ・休校などで生じた家計負担を緩和するため、町独自で子育て世帯へ、子ども一人当たり1万円を、5/29より給付を開始しました。併せて、ひとり親家庭へは子ども一人当たり2万円、さらに中・重度障害の児童をもつ保護者へは子ども一人当たり2万円を上乗せし、6/10より給付を開始します。（子ども…令和2年4月30日までに生まれた0歳～高校3年生）

(2) 特別定額給付金（国制度）

- ・特別定額給付金の早期支給
- (i) オンライン申請は5月1日から受付を開始し、15日に1回目 63世帯 203名分を振り込み。2回目は22日に28世帯 84名分を振り込み。以降、随時振り込みを実施。
- (ii) 郵送申請に係る申請書送付は5月18日、受付は20日、給付開始は29日。以降随時振り込みを実施。
- ※5月25～29日まで 特別定額給付金等にかかる全地区巡回コピーサービスを実施。6/29現在 1,687,700千円 給付率 98.4%

(3) ひとり親家庭等生活支援給付金事業

- ・ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、児童扶養手当の受給者に生活支援給付金を臨時支給

(4) 国民健康保険傷病手当金の支給

- ・国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む）し、その療養のために労務に服することができなかった（給与の全部又は一部を受けることができなかった）被用者の方

へ、申請により傷病手当金を支給。

(5) 休日相談窓口の開設

- ・5月30日（土）から6月14日（日）までの各土曜日・日曜日 8時30分～17時15分
新型コロナウイルス感染症に係る休日相談窓口を本庁・各地域局で開設。
結果 本庁17名、村岡地域局2名、小代地域局2名 来庁

(6) 各種支払い減免・猶予

- ・水道料金(基本料金)の減免と支払い猶予の相談受付
町民の生活や経済活動を支援するため、令和2年6月請求分から令和2年9月請求分まで(4か月間)水道料金の基本料金を減免。併せて、水道料金・下水道使用料の支払い猶予の相談受付。
ほか、介護保険料、後期高齢者保険料、国民年金保険料、公営住宅使用料

(7) 転入・転居等の届出期間緩和

- ・異動された日から14日を経過しても「正当な理由」に該当し期間内の届出と同様の取り扱いが可能。

8 外出自粛等の要請（法第24条第9項）への協力

- 東京都など感染が再拡大している地域への不要不急の移動を自粛すること
特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等の利用のための移動を自粛すること
- 発熱等の症状がある場合は、外出を控えること
- 高齢者や基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛すること
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策（検温、換気、人数制限、連絡先登録など）がなされていない施設への出入りを自粛すること
特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等の利用について注意すること
- 大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること
- 大声での会話、回し飲みを避けること
- 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること
- 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
「3密」（密閉・密集・密接）の回避、身体的距離の確保、マスクの着用 等
※熱中症リスクを考慮し、屋外で十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合は、マスクを外す。
- 店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用を要請する。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を要請する。

9 イベントの開催自粛要請等（法第24条第9項）への協力

○全国的・広域的な祭り・野外フェス等は、中止又は延期を要請する。

○催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。

（開催の目安）

（8月31日まで）

・屋内：5,000人以下、かつ定員の半分以下の参加人数

・屋外：5,000人以下、かつ人との距離を十分に確保

○イベント参加者が、5,000人以下であっても、1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について対策本部事務局への事前相談をするよう要請する。

○「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請する。

○店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。

10 庁内の対応等

○職員の感染予防対策

・会議・打合せ等でのマスク着用、人と人との十分な距離の確保、換気の徹底等

・窓口カウンター等の消毒を適宜実施

・各職場における感染防止策の徹底

・飛沫防止シート（エチケットシート）を設置し、窓口でのせきやくしゃみによる飛散を防止（7/1をもって職員間のエチケットシートを撤去。）

・4/16より感染履歴を記録するため、来庁者記録簿を作成

・町民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような方法により実施

・7/1対策本部会議のテレビ会議システムの運用（対象：本庁、村岡・小代地域局、香住病院、教育委員会、上下水道課）

・在宅勤務のため自宅のパソコンでデータを見られるように対応済。

・6月議会に新型コロナウイルス感染症対策関連の補正予算を要求。

給食センター・区集会施設・災害時避難所へ感染症対策物品の配付。町内事業者への感染症予防備品購入補助。感染症プレミアム商品券の発行。

・7月臨時議会にて新型コロナウイルス感染症対策関連の補正予算を要求。指定避難所へのスポットクーラーほか購入。自主防災会が取り組む一時避難所への感染症対策物品購入補助の制度新設ほか。

○その他

・5月12日 香美町議会全員協議会にて感染症対策について説明

・5月14日 対策本部のお知らせ（No.3）を全戸配布

・5月18日 本庁・地域局に総合相談窓口を設置（7/1をもって廃止）

・5月20日 臨時議会開会

・5月28日 対策本部のお知らせ（No.4）を全戸配布

・6月11日 各区等に対し、集会所の利用の目安や清掃作業、集団回収等の外作業についてなどの、自治会活動における感染拡大防止についての文書を発出。

・6月25日 対策本部のお知らせ（No.5）を全戸配布

・7月10日 職員の町外出張等に係る留意事項についての文書発出（総務課長名）

・7月22日 対策本部のお知らせ（No.6）を全戸配布。各区等に消毒液を配布。

・7月30～31日 新日本海新聞社但馬支社（新温泉町）の社員3名（鳥取市2名、新温泉町1名在住）の感染を確認。

・8月1日 朝来健康福祉事務所管内で1名確認【但馬地域で初】